

第3期基本計画 (2019 (令和元) 年度からの概ね 10 年間)

第1編 第3期基本計画策定にあたっての前提

1

計画策定の背景

(1) 背景

社会動向

①人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、2005（平成 17）年度に戦後初めて減少に転じ、その後一旦増加しましたが、再び減少となり本格的な人口減少社会に突入しています。少子化・高齢化の急速な進展と、それに伴う地域経済の縮小は、社会の様々な面に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。財政面では、増大する社会保障関連費が国家財政を圧迫しており、持続的な社会保障制度の確立及び財政の健全化が求められています。そのため、子育て支援の充実や働き方改革の推進、また高齢者の健康長寿社会や地域で支え合う社会の実現などが求められています。

②先行きを楽観視できない経済情勢

経済情勢については、戦後最長の景気回復が続いているとされていますが、2019（令和元）年 10 月に実施予定の消費税率の引上げや、東京 2020 オリンピック・パラリンピック終了後の社会動向など様々なリスクが存在しており、景気の長期的な先行きは楽観視できない情勢が続くと考えられます。

また、景気回復や生産年齢人口の減少等を背景に、労働・雇用環境は改善が続いていますが、人手不足の深刻化という側面も強まりつつあります。また、人手不足を補う人材として、外国人労働者も増加傾向にあり、更なる外国人人材の受入に向けて制度改正が行われました。

③情報通信技術の進展がもたらす社会構造変革の可能性

ICT（情報通信技術）を用いた IoT（モノのインターネット）やビッグデータ、AI（人工知能）等の技術革新の飛躍的な進展や、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のソーシャルメディアの普及に伴い、社会構造全体が大きく変革していくことが予測されます。日本が抱える諸課題の解決に向けても、これらの新技術の貢献が期待されます。

④価値観・ライフスタイルの変化・多様化がもたらす社会・地域への影響

ダイバーシティやソーシャルインクルージョンという言葉が社会的に注目を集め、国籍、人種、世代、ジェンダー、文化、宗教、身体的特徴など、多様性を認め尊重し合う社会を実現していこうとする機運が高まっています。

また、ライフスタイルや雇用環境の変化・多様化を背景とした共働き世帯の増加、高齢者の再雇用、定年延長等により、地域コミュニティの担い手確保が一層困難になることが予想されています。

⑤社会資本の老朽化等への対応

高度経済成長期に集中的に整備された日本の社会資本ストックの老朽化が急速に進行しており、今後人口が減少する一方で社会資本の維持・更新等費用がますます増大することが懸念されます。そのため、効率的・効果的な事業執行、戦略的なインフラマネジメントや都市構造の再編が求められています。その中で、公的負担を抑制しつつ、効果的に公共施設等の整備・運営を図る手法の一つとして、民間活力の活用（PPP/PFI）が広がりを見せています。

⑥社会・経済・環境の諸課題の解決に向けた統合的な取組の機運

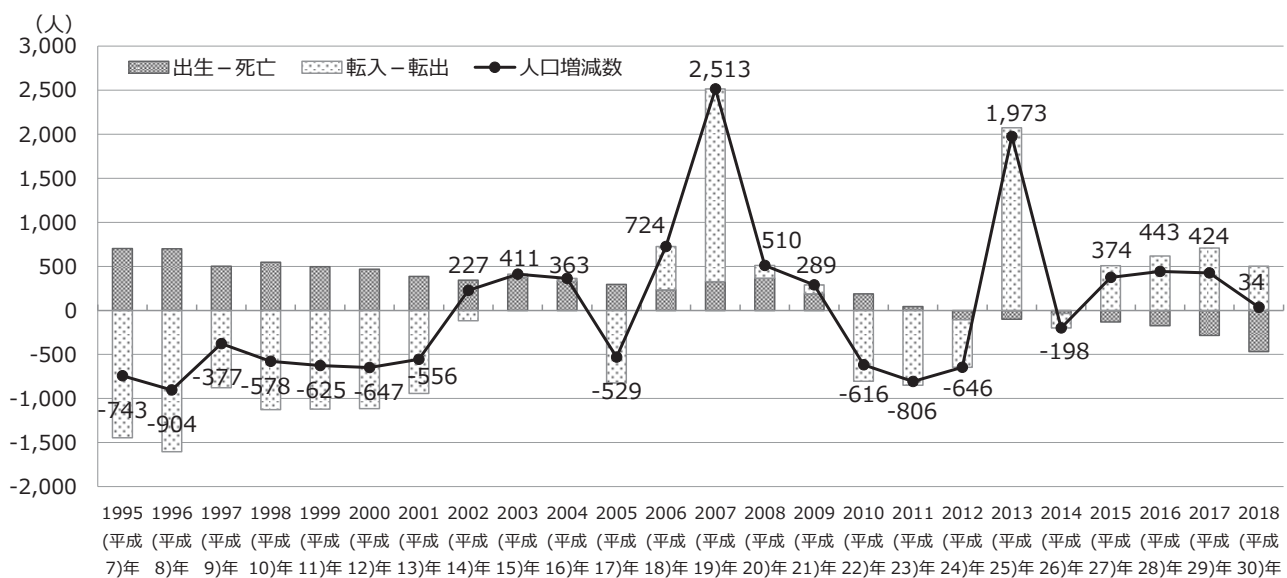
2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」および「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境の諸課題は相互に密接に関係しており、解決のためには、全てのステークホルダーがそれぞれの役割を明確化し、これらに統合的に取組を展開していくことが不可欠としています。

多摩市の状況

①人口動態・想定人口

●人口動態

本市は1965（昭和40）年代以降の多摩ニュータウン開発に伴い、都市基盤が急速に整備され人口も大幅に増加してきました。本市の過去20年間の人口動態を振り返ってみると、2001（平成13）年までは社会減（転出超過）の影響により人口減で推移し、その後は増減を繰り返しています。自然動態（出生及び死亡）は出生数の減少と死亡数の増加により徐々に減少し、2012（平成24）年にはマイナスになりました。また、社会動態（転入及び転出）については、2007（平成19）・2013（平成25）年付近は大規模集合住宅の竣工等に起因する社会増（転入超過）による人口増が顕著です。また、近年も集合住宅の竣工等の影響により社会増（転入超過）が続いています。本市の人口動態は、多摩ニュータウン開発の時代から今日まで、特に集合住宅の動向と深い関わりを持っており、人口の受け皿となる住宅の対策が大きな課題となります。



●想定人口^{※1}

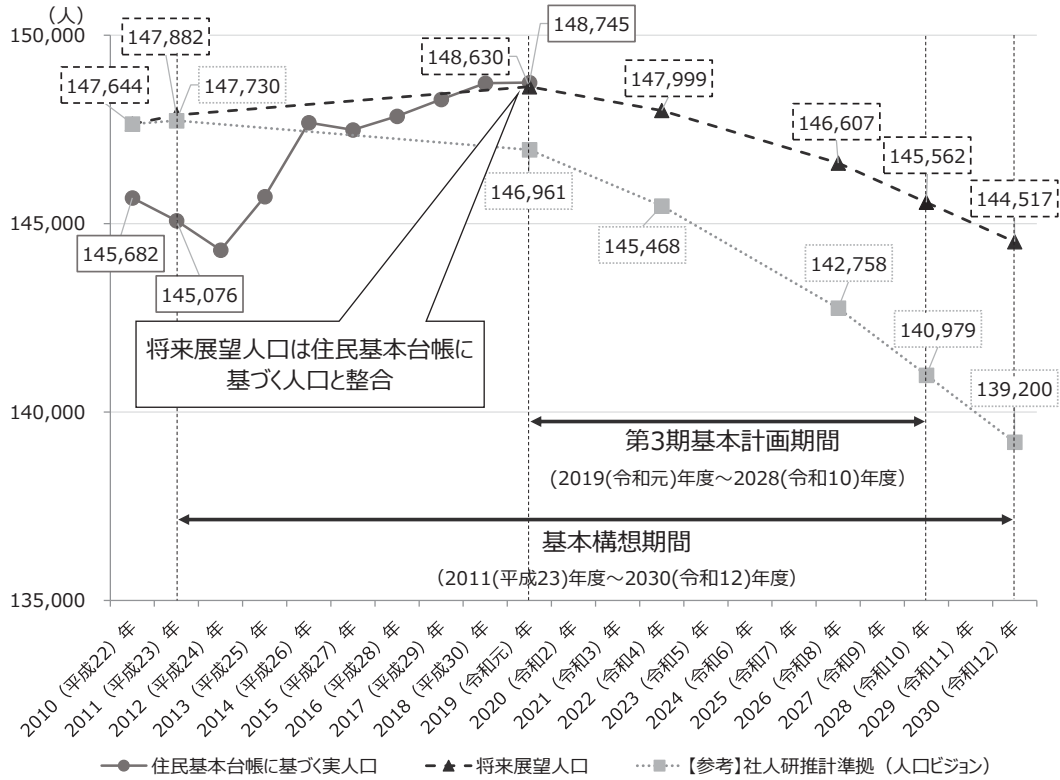
第3期基本計画期間中の「想定人口」としては、2016（平成28）年に策定した「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において算出した「将来展望人口」を使用します。この「将来展望人口」は、2019（平成31）年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口とも概ね整合しています。

「将来展望人口」によると、総人口は、2019（令和元）年の住民基本台帳に基づく人口148,745人から、2028（令和10）年には145,562人となり、約3,000人の人口減となる見通しです。また、人口構成を見ると、2019（令和元）年の高齢化率28.7%が、2028（令和10）年には31.0%へと上昇する見通しです。一方、年少人口および生産年齢人口の構成比は低下する見通しとなっています。

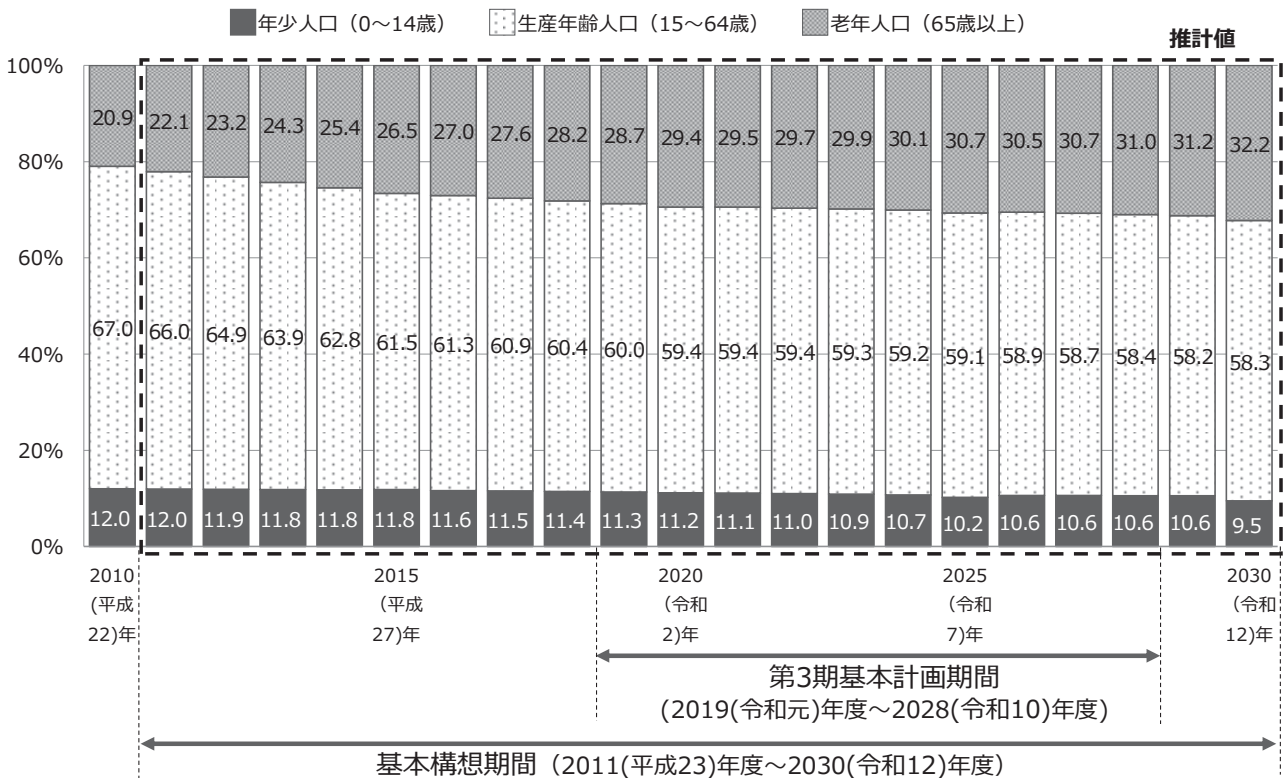
全国的な人口減少・高齢化の進行を踏まえ、本計画においても、市の人口の総数は、横ばいしないしは微減に留めることを目標としておりますが、本計画に基づき、まちの魅力を高める取組を進めることで年齢構造のバランス悪化を緩和させ、人口減少社会の中においても、豊かで自立的な都市経営を実現することを目指します。

※1 想定人口：本市における想定人口とは、今後行っていく市の取組による人口増を加味した、将来の目標人口のこと

基本構想及び第3期基本計画期間中の想定人口



基本構想及び第3期基本計画期間中の想定人口構成



※「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016（平成 28）年）」における「将来展望人口」は、国立社会保障・人口問題研究所および内閣官房まち・ひと・しごと創生本部による 2010（平成 22）年国勢調査に基づいた推計結果をベースに 5 年ごとに人口を推計している。そのため、第 3 期基本計画期間中の想定人口の算出にあたっては、各年の「将来展望人口」を 5 年間の線形補間を行い推定した。

※基本構想及び第 3 期基本計画の計画期間中の「想定人口」の設定にあたっては、同一年度内の数値を用いた。

②公共施設

道路などの都市基盤や各公共施設は、市民の暮らしを支え、公共サービスの拠点ともなる大切な財産です。また、豊かな緑に囲まれたゆとりある住環境と、優れた都市機能は本市の大きな魅力です。

しかし、時間の経過とともに、施設については求められる機能や役割に変化が生じ、老朽化も急速に進んでいます。本市の都市基盤や公共施設は、他市と比較して質・量ともに非常に高い水準にあることや、人口急増に対応するために集中的な整備を行ってきた経過もあることから、多くの公共施設等が更新の時期を迎え、その更新費用も増加しており、財政運営上大きな負担となっています。

そこで市は、「多摩市公共施設等総合管理計画^{※1}」に基づき、道路、下水道などの都市基盤については個別に長寿命化修繕計画や更新計画を、建築物については、「第二次多摩市ストックマネジメント計画」を2018（平成30）年2月に策定しています。また、2016（平成28）年11月には「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を更新し、市民の財産を大切に長く使用するという視点に立ち、安全性と利用者満足を確保しながら、最も費用対効果の高い維持管理及び計画的な更新・統廃合・長寿命化等を進めています。第3期基本計画の計画期間は、パルテノン多摩の大規模改修や、多摩市立図書館本館の再整備など、大規模な公共施設の改修工事等や市役所本庁舎の建て替えの検討に取り組んでいく時期となります。

③行財政改革

本市では、1986（昭和61）年の「多摩市行政改革大綱」から、2013（平成25）年には「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定し、公共施設の総量縮減に取り組むとともに、2016（平成28）年の「多摩市行財政刷新計画」まで、8次にわたる行財政改革の取組を行っています。取組にあたっては、行財政改革を単に経費削減だけでなく、行政のあり方を改革するという観点からの取組と捉え、多摩市行政改革大綱の時点から市民と行政のあり方として、協働関係の確立、パートナーシップの形成を打ち出し、以来、その考え方を継承しつつ、時代に対応した形で市民と行政が協働し、まちづくりを進めてきました。

現在、第8次の行財政改革となる「多摩市行財政刷新計画」においては、「しくみの転換」、すなわち市民や民間企業、NPO等、より多くの担い手がある力を発揮することや、既存の手法とは異なる新たな手法で事業展開を図ることで、市民サービスの向上や効率的な事業運営を行うことに重点を置いた改革を進めています。

これまでのまちづくりの中で充実してきた公共サービスを時代のニーズに適切に応えつつ、将来にわたって良好に維持していくためには、これまで以上に厳しい意識をもって行財政改革に臨み、市政運営の基礎となる持続可能な財政構造^{※2}をしっかりと構築し、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

※1 **公共施設等総合管理計画**：全国共通の課題である公共施設等の老朽化に対応するため、国における「インフラ長寿命化基本計画」策定の動きと併せて、2014（平成26）年4月に総務省より全国の自治体に対して策定が要請された。

※2 **持続可能な財政構造**：歳入と歳出の均衡が取れ、将来にわたり安定的な財政運営ができる財政構造

④財政状況・財政の見直し

●財政状況

第7次の行財政改革である「多摩市行財政刷新計画」(2012(平成24)年度～2015(平成27)年度)は、事業の効率化などによる「出るを制する」改革や、補助金や事務事業の見直しなどにより、4年間で73.9億円の財源不足を解消し、一定の成果を上げることができました。これも、市民の皆さんのご理解、ご協力があった実現できた取組でした。

これまでの決算数値から多摩市の財政状況を見ると、全体的に財政の健全度が維持されている状況にあるといえます。特に、公債費負担比率が低く、地方債の償還が着実に進んでいることなどから、いくつかの指標については、全国791の都市自治体の中でも上位に位置づけられるものがあります。

しかし、地方消費税の清算基準の見直しにより、2018(平成30)年度以降は毎年4億円もの交付金が減少する見込みのほか、扶助費や繰出金といった経常的かつ義務的性格が非常に強い経費が伸び続けており、財政の硬直化が進んでいることについては十分留意が必要です。人口の高齢化と公共施設等の老朽化、これら「2つの高齢化」が急速に進行する中では、「不断の見直し」が不可欠です。

2016(平成28)年度からは、第8次の行財政改革となる「多摩市行財政刷新計画」(2016(平成28)年度～2019(平成31)年度)に取り組んでいます。この中では、公共サービスの担い手としてより多くの主体が参画できるしくみの導入や、これまでの手法を見直し行財政運営手法の転換を図ることなど、業務の見直しや最新のICT技術の活用等によって行政の内部改革を行い、市民サービスの向上や効率的な事業運営を目指す「しくみの転換を図る」ことを重点的に取り組んでいます。

加えて、次の世代に過度な負担を負わせないために、また、将来にわたって市民生活をしっかりと支えるためにも、2016(平成28)年11月に更新した「公共施設の見直し方針と行動プログラム」に基づき、施設の機能集約や機能転換を適切に実施し、時代のニーズに合わせた施設サービスの提供を図るよう、公共施設の総量を縮減していく必要があります。

※参考

財政力指数(単年度)〔1.154〕	… 都内：6位 全国：18位
自主財源比率〔62.87%〕	… 都内：3位 全国：61位
公債費負担比率〔4.9%〕	… 都内：3位 全国：8位
地方債現在高／標準財政規模〔50.30%〕	… 都内：2位 全国：10位
投資的経費比率〔7.54%〕	… 都内：19位 全国：714位

出典：「全国都市財政年報(日本経済新聞出版社)2017年度決算」

・「都内順位」「全国順位」は、それぞれ都内26市・全国都市自治体791都市の中での順位です。

・各指標の順位は、一般に数値が良いとされる方からの順位です。

・投資的経費比率は、投資的経費の割合が多い団体を上位としています。

●今後4年間の財政の見通し（2019（令和元）年度から2022（令和4）年度まで）

今回の推計では、2019（令和元）年度以降、2022（令和4）年度までの4年間の予算規模（一般会計）は、約2,353億円となります。【P26 図表参照】

◆歳入

市税では、個人市民税については、生産年齢人口の減少があるものの、税制改正等による増要因もあり、ほぼ横ばいと見込みました。法人市民税については一部国税化の影響による減のほか、企業業績見込みや新規の企業進出等を見込みました。固定資産税については、新規事業所等の整備予定のほか固定資産税評価替えの影響による増を見込む一方、経年に伴う償却資産の減などを見込みました。

市債については、普通建設事業費の財源とするため、4年間の合計で約121億円を見込みます。繰入金（基金）も普通建設事業費等に連動するものです。その他の収入（税連動交付金ほか）では、地方消費税交付金の増額や法人事業税交付金の創設に伴う増を見込んでいます。

なお、2019（令和元）年10月に予定される消費税率10%への引き上げに伴い、地方消費税交付金が増額される見込みですが、同時に法人市民税率（法人税割）の引き下げ及び法人税割の減収部分を補てんするため法人事業税交付金の創設が予定されており、歳入としては差し引きで約2.7億円の増収（平年ベース）となることを見込まれます。

◆歳出

人件費については、職員の世代交代などから、一人あたりの人件費は減少してきているものの、業務の多様化等により職員数が増加するとともに、2020（令和2）年度からは、会計年度任用職員制度が導入される予定であり、人件費の増加が見込まれます。

扶助費については、引き続き増加が見込まれます。近年急速に増加してきている障害福祉費のほか、2019（令和元）年度からは、幼児教育・保育の無償化や義務教育就学時医療費助成制度の所得制限撤廃等により大幅な伸びを予定しています。特別会計への繰出金は国民健康保険では被保険者の減等により2019（令和元）年度は微減となっているものの、高齢化の進行や、一人あたりの医療費の増加等により、介護保険や後期高齢者医療は今後も増加が見込まれます。普通建設事業費については、武道館・陸上競技場、パルテノン多摩、中央図書館等の更新等を予定しているため、大幅に増加する見込みです。

◆事業実施に向けた留意点

2019（令和元）年度以降も、引き続き扶助費や繰出金の伸びが見込まれる中、普通建設事業などの計画事業を着実に実施するには、地方債（借入れ）や繰入金（基金充当）の活用は有効な手法となりますが、持続可能な財政運営を進めるためには、地方債・基金繰入とも、有限な手法として十分留意した上での活用が必要です。また、「公共施設の見直し方針と行動プログラム」等による公共施設のマネジメント（施設の有効活用や再編、長寿命化）の視点が非常に重要です。

武道館、陸上競技場、パルテノン多摩等、大規模な公共施設の更新を行うことから、後年度の公債費負担を考慮し、起債だけでなく、これまで計画的に積み立ててきた基金も有効に活用するとともに、事業手法についてもできるだけ財政負担が少なくなるよう検討実施していきます。また、市税をはじめとする各歳入の着実な収納や効率的な事務事業の執行、公共施設の見直しを含む不断の見直しの取組等を通じて、必要な財源を生み出すことも重要な取組です。

図表 中期財政見通し（2019（令和元）年度から2022（令和4）年度）

（単位：百万円）

項目					4年間 合計
	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	
歳入					
市税	28,697	28,446	28,239	28,301	113,683
市債	2,330	3,503	4,425	1,884	12,142
国庫支出金	9,046	9,994	9,595	9,882	38,517
都支出金	7,937	7,786	8,069	7,943	31,735
繰入金（基金）	2,297	2,132	6,097	2,610	13,136
その他の収入	6,273	6,728	6,493	6,601	26,095
合計	56,580	58,589	62,918	57,221	235,308
歳出					
人件費	8,487	8,747	8,764	8,677	34,675
扶助費	15,989	16,336	16,681	17,022	66,028
公債費	1,946	2,041	2,100	2,435	8,522
物件費	10,792	10,435	10,389	10,414	42,030
補助費等	6,949	7,243	7,285	7,170	28,647
繰出金	5,271	5,535	5,641	5,855	22,302
その他	563	426	422	832	2,243
普通建設事業費	6,583	7,826	11,636	4,816	30,861
合計	56,580	58,589	62,918	57,221	235,308

※本表では、繰入金（基金）の項目の、公共建築物等整備保全基金や都市計画基金、財政調整基金などの活用により、歳入・歳出の収支対応を行っています。

上記の図表には、「大きな財源を伴う施設整備等事業」一覧の優先度 A・B 区分以外の施設改修費等は含んでいません。優先度 C のものについては、現時点で概ね 60 億円程度と想定されるため、実施時期・内容も含め、事業化にあたっては十分に精査していきます。なお、「大きな財源を伴う施設整備等事業」の一覧は、資料編（P 177～P 185）に記載しています。

※今回の推計では、扶助費、繰出金とも大幅な伸びが見込まれ、特に繰出金の伸びは、直接、一般財源負担の増加に繋がります。多摩市では、健幸都市（スマートウェルネスシティ）を実現するため、人生を「いきいき」と「自分らしく」生きるための様々な取組を進めています。市民が健幸になることにより、社会保障関連支出の増加抑制にもつながります。

※税制改正に伴う法人市民税等への影響額試算は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
消費税率	8% / 10%	10%	10%	10%	10%
8%から10%への引上げ分	-	754	490	490	490
1 軽減税率影響額	-	-104	-80	-80	-80
地方消費税交付金 a	-	650	410	410	410
2 法人市民税率	9.7% / 6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
法人市民税 b	-	-215	-510	-510	-510
3 法人事業税交付金 c	-	218	370	370	370
4 計 (a+b+c)		0	653	270	270

・上記は各項目の増減見込額（2018（平成30）年度比較）を一覧にしたものです。

・このほか、消費税 10%引き上げと共に、自動車取得税の廃止と自動車税・軽自動車税への環境性能割の導入が予定されています。

・2020（令和2）年度は地方消費税交付税が13ヶ月分交付されるため、一時的に大きな歳入となります。（2019（令和元）年度は11ヶ月分の歳入）

社会保障財源を充実させる趣旨から、消費税率 10%の際には、地方消費税交付金が増となる見込みです。交付額が平年度化する2021（令和3）年度には約4億1,000万円の増を見込みます。一方、国による地方税財源の偏在是正措置として同時に実施される法人市民税率の引き下げによる減収が約5億1,000万円見込まれます。また、法人市民税の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する法人事業税交付金が創設され、約3億7,000万円の増収を見込み、トータルでは約2億7,000万円（平年ベース）の増が見込まれます。しかし、消費税率 10%時の消費税負担（歳出増約3.5億円）を加えるとトータルではマイナスとなっています。

(2) 第2期基本計画の評価

2011（平成 23）年度からスタートした第五次多摩市総合計画では、総合計画の施策体系に合わせた形で行政評価のしくみを構築して実施しています。この評価は、総合計画に基づいて実施された行政活動が、市民に対してどのような成果をもたらし、住民満足度がどれだけ向上したのかという視点で毎年度施策の進捗状況を点検・評価し、目標達成に向けた改善・見直しを行うものです。

第2期の基本計画では、行政評価を活用し、P D C Aのマネジメントサイクルに則して各年度の達成状況を評価した上で、計画の目標達成に向けた取組を推進しました。また、2012（平成 24）年度からは、市民による外部評価のしくみとして「行政評価市民フォーラム」を実施し、施策に関する進捗状況、課題、改善・改革の手段の観点から議論が行われています。

<第2期基本計画における「3つの取り組みの方向性」の実績>

第2期基本計画では、「3つの取り組みの方向性」として、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」、「市民がデザインするまち・多摩の創造」、「発信！未来へつなぐまち・多摩」の3つの柱を定めて、各政策・施策の推進を図ってきました。

● 健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造

「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」では、身体面の健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちを目指した取組を推進してきました。2016（平成 28）年度には、健幸都市の実現に向けた市民の行動宣言である「多摩市健幸都市宣言」を市民、議会、行政が一体となって制定しました。また、老いや病と折り合いをつけながら自分らしく暮らすコツを学ぶ「ライフウェルネス検定」の実施や検定テキスト「あなたの『生き方・老い方』応援本」の刊行などの先進的な取組のほか、歩くことを促進する事業や高齢者のフレイル（虚弱）予防事業など、市民の健幸的な行動を後押しする取組を進めました。

● 市民がデザインするまち・多摩の創造

「市民がデザインするまち・多摩の創造」では、市民の主体的・自主的な想いをまちづくりに活かし、市民が力を合わせて地域課題の解決に取り組むまちを目指した取組を推進してきました。この間、「わがまち学習講座」などを通じ人材育成・発掘や大学・企業との連携による地域課題の解決に取り組んだほか、「多摩市若者会議」を設置するなど若者のまちづくりへの参画促進に取り組みました。また、2018（平成 30）年2月には市内で9館目となる和田・東寺方コミュニティセンターを開館するなど、地域のコミュニティ活動の拠点づくりを進めました。

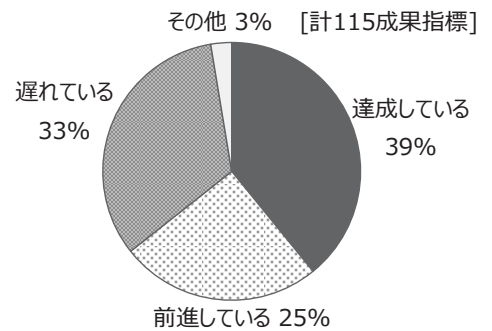
● 発信！未来へつなぐまち・多摩

「発信！未来へつなぐまち・多摩」では、既存地域と多摩ニュータウン地域の二つの特性を併せ持つ本市の魅力をさらに高め、持続可能で未来につながるまちづくりを進めてきました。東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、国土舘大学と連携協定を結び、トップアスリート講演会、小・中学生を対象としたスポーツ教室を開催するなど、気運醸成に取り組むとともに、自転車競技ロードレースのコース誘致の要望書を提出し、コースとして決定されました。多摩ニュータウン再生に向けては、「多摩市ニュータウン再生推進会議」を設置するとともに、「多摩ニュータウン リ・デザイン諏訪・永山まちづくり計画」を策定するなど地区別の取組も本格化してきています。また、企業誘致条例に基づき、8つの指定企業（第1期基本計画からの累計）を誘致しました。さらに2018（平成 30）年度には「多摩市シティセールス戦略」を策定し、多摩市の様々な魅力を効果的に広く発信していく取組をスタートしました。

●全体の目標達成状況

2017（平成 29）年度までの施策成果指標と数値目標をみると、成果指標として設定した 115 項目のうち、既に目標を達成している指標が約 39%、目標値に向かって前進している指標が約 25%で、全体の約 3 分の 2 が達成・前進しています。一方、進捗が遅れている指標が約 33%であり、この中には目標とこれを測る指標の乖離によるものも多く含まれます。

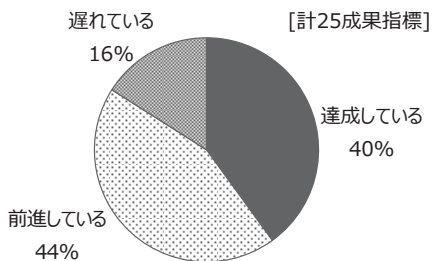
第3期基本計画では、達成・前進できていない分野について、さらに達成に向けて取り組んでいくとともに、成果指標の設定についても、社会環境など外的な要因による影響を受けやすい最終アウトカム^{※1}でなく、市の取組による成果がなるべく反映されるものになるよう、初期・中間アウトカムを設定するように見直します。



●目指すまちの姿ごとの目標達成状況

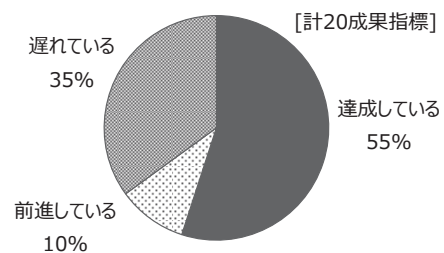
【目指すまちの姿1】

子育て・子育てをみんなで支え、
子どもたちの明るい声がひびくまち



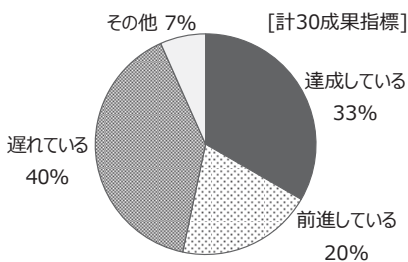
【目指すまちの姿2】

みんなが明るく、安心して、
いきいきと暮らしているまち



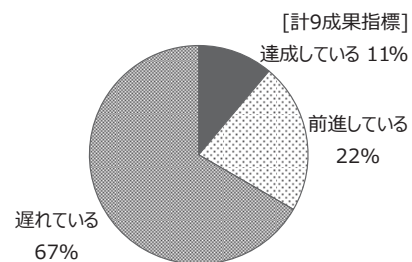
【目指すまちの姿3】

みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち



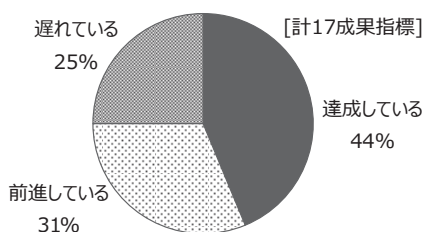
【目指すまちの姿4】

働き、学び、遊び
みんなが活気と魅力を感じるまち



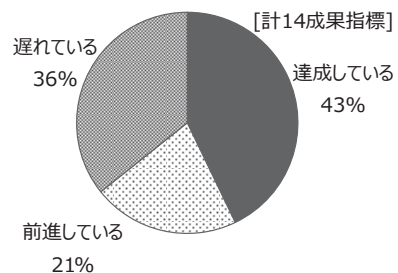
【目指すまちの姿5】

いつまでもみんなが住み続けられる
安全で快適なまち



【目指すまちの姿6】

人・自然・地球
みんなで環境を大切にすまち



※1 アウトカム（初期・中間・最終）：事業実施による具体的な活動量や活動実績を測る指標である「アウトプット（活動指標）」に対し、受益者（地域・市民）の観点からみた具体的な成果や効用を測る指標のこと。成果指標とも言う。サービスの直接的な受益者への影響が大きいものを「初期アウトカム」と言い、地域社会全体へ影響が波及するものを「最終アウトカム」と言う。また、その中間に位置するものは「中間アウトカム」と言う。

(3) 今後の課題

第2期基本計画がスタートした2015（平成27）年には、4人に1人であった高齢者の割合が、2019（平成31）年1月1日現在の高齢化率は28.7%となっており、都内26市でも類をみないスピードで高齢化が進行しています。今後もさらに進むと予想されており、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）に達する2025（令和7）年には、高齢化率は30%を超え、2030（令和12）年には、市民の3人に1人が高齢者になると見込まれます。誰もができるだけ長く健康で、生きがいをもって地域で暮らすことができるようにすることは、今後豊かな地域社会を育んでいく上で最も重要な視点の一つになると考えられます。高齢化がさらに進むことを踏まえて、ライフステージを通じた健康づくり、保健・医療・介護体制の構築、高齢者の居場所づくりや地域支援体制の構築などを着実に推進することが求められます。

一方で、人口の自然動態を見ると、2012（平成24）年以降は出生数が死亡数を下回る自然減の状況が続いており、合計特殊出生率も1.21（2017（平成29）年）と東京都平均と同一値であるものの、依然として低い状況にあり、今後の少子化の進展が懸念されます。まちの活力を維持するためにも、若者世代・子育て世代の流入と定住促進に向けて、魅力的なまちづくりを進めることが急務となっています。保育所待機児童の解消など子育て・保育環境の充実や、魅力ある教育環境や生活環境の整備が課題となります。また、いじめや不登校、貧困問題、引きこもりなど、本市においても子ども・若者をめぐる様々な問題が顕在化しており、社会における適切なサポートが求められません。

社会の成熟化に伴い、市民一人ひとりの価値観は多様化し、地域課題は複雑化しています。行政だけでは支えきれないニーズは増加しており、市民が地域の課題解決に取り組んだり、市民や事業者と行政の協働をさらに進めることが、今後一層必要となります。また、地域における人のつながりの希薄化や、地域コミュニティの担い手・支え手不足などの問題は、今後さらに深刻になると見込まれます。高齢であっても、子育て中であっても、障害があっても、だれもが社会の一員として、自分に合った方法で地域の中で活躍できるしくみや環境を整備していくことが重要となります。また、高齢化の更なる進展を見据えると、世代を超えて助け合い・支え合いができる地域づくりが必要となります。

高齢者の増加とそれを支える現役世代の減少は、社会保障費の増大と税収の減少という形で財政運営に重大な影響を及ぼします。まちの成長とともに、昭和40年代から50年代にかけて集中整備された公共施設が、今後一斉に老朽化し更新時期を迎えると、維持管理費用や更新費用の財政負担が重くのしかかってきます。先を見通した持続可能な行財政運営が一層重要となります。

さらに、住宅や都市基盤に目を向けると、昭和40年代に開発されたニュータウンでは、住民の高齢化や住宅の老朽化など、様々な課題を抱えています。ニュータウン再生に向けた取組を本格化する中、いかに地域の価値を高めて、まちの活性化につながる新たなまちづくりを具体化するかが重要な課題となっています。

深刻化する地球環境問題への対応は、国、地方自治体、市民が一体となって継続的に取り組まなければならない重要な課題です。引き続き、個々のライフスタイルや事業活動を環境負荷の少ない持続可能なものへと転換していくことが求められると同時に、環境問題を社会・経済の諸課題との関連性において統合的に解決していく視点をもって取組を進めることが特に必要となっています。

2

「健幸まちづくりのさらなる推進」に向けて～重点課題・重点課題解決に向けた視点～

(1) 第3期基本計画における「健幸まちづくり」

● 第2期基本計画における「健幸まちづくり」

本市は、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちを目指して、第2期基本計画において、3つの取組の方向性のうちの1つとして、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」を掲げ、健幸まちづくりを推進してきました。

この間、市民、議会、行政が一体となって、市民の行動宣言である「多摩市健幸都市宣言」を制定し、「多摩市健幸まちづくり基本方針」に基づいて、健幸的な生活の獲得支援、暮らしの安全・安心、世代の多様性を増やすことを目的に、様々な事業に取り組んできました。住民主体の介護予防の取組である、コミュニティセンターや集会所を利用した地域介護予防教室や、「近トレ」と呼ばれる「近所 de 元気アップトレーニング」の実施団体や参加する方が増えてきているなど、地域の中でも広がりを見せてきています。これらの取組は、本市の要介護認定率を低くし、健康寿命を延ばしていることにもつながっています。

● 第3期基本計画における「健幸まちづくり」

今回の計画改定にあたっては、本市の置かれている状況や社会状況の変化を捉えながら、第2期基本計画で掲げていた「3つの取り組みの方向性」の視点を継承する形で、「①超高齢社会への挑戦」、「②若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるためのまちの基盤づくり」、「③市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を、今後、本市が直面する課題のうち、特に重点的に取り組むべき行政課題【重点課題】として位置づけました。

これらの課題に対応していくことは、「多摩市健幸まちづくり基本方針」と方向性を同じくするものであり[※]、第3期基本計画においては、第2期基本計画で「3つの取り組みの方向性」の1つとして位置づけていた健幸まちづくりをさらに推進していくことを、計画の「基盤となる考え方」として位置づけました。

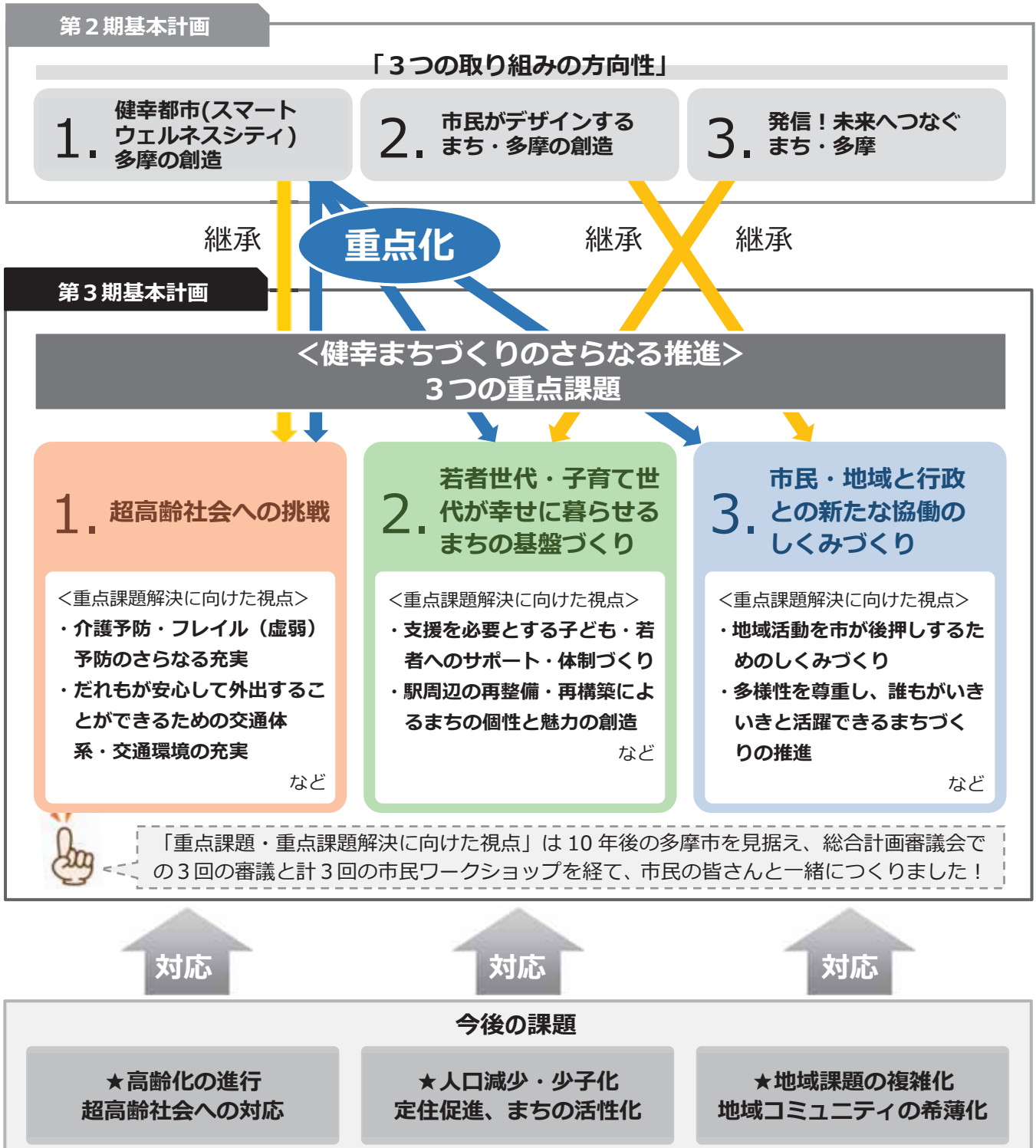
また、第2期基本計画の4年間で、健幸まちづくりの体系や展開方針など大きな枠組みを構築したことで、市として進むべき方向性が明確になりました。しかし、誰もが健康で幸せな生活を送ることができるまち「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩」の実現に向けては、健幸まちづくりの取組を継続し、さらに定着させていくことが非常に重要であることから、第3期基本計画では、これまでの取組を発展させていくとともに、それぞれの個別施策を充実させ、各地域や一人ひとりの市民にとっての取組として根付かせていくことを目標にしたいと考えています。生涯を通じた取組である健幸まちづくりをさらに進め、市民がそれぞれの「幸せ」を実感できるようになることが、このまちに住んでいることに愛着と誇りを持つことができる「シビックプライド」にもつながると考えています。

このように、第3期基本計画は、「健幸まちづくりのさらなる推進」を計画全体の「基盤となる考え方」として掲げ、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩」の実現に向けて、これまでの取組をさらに展開していきます。

※「多摩市健幸まちづくり基本方針」では、「健幸まちづくりが目指す方向性・目標」において、『健幸都市の実現に向けての課題として、「高齢者数や高齢者人口割合の急増への備え」、健幸都市を維持していく課題として、「若い世代の流入及び定着の促進」があり、さらに、「多様な世代が交流し合い、いきいきと暮らすまち」となる必要がある』としている。

(2) 「重点課題」と「重点課題解決に向けた視点」

- ・第3期基本計画の「基盤となる考え方」である「健幸まちづくり」をさらに推進していくために、3つの重点課題には重点的に取り組んでいきます。
- ・「重点課題」は、18の全庁横断的な視点のもとで、各施策に反映させながら、取組を推進していきます。これら、18の視点は、各施策において、力点を置いて取り組むべき視点を示すものであり、「施策の成果指標」、「主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取組」等に反映されます。あわせて、評価・予算との連動として、毎年の行政評価や新規レベルアップ事業の評価基準として使用していきます。



(3) 重点課題

<重点課題1 超高齢社会への挑戦>

本市は、「身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち（健幸都市（スマートウェルネスシティ））」を目指して、第2期基本計画において、「3つの取り組みの方向性」のもとで、「**健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造**」を掲げ、健幸まちづくりの取組を推進してきました。

そうした効果もあり、老年人口の割合が増え、ますます高齢化が進む中においても、多摩市には元気な高齢者が非常に多くいらっしゃいます。このような方々にいつまでも元気でいていただき、学び、運動、音楽などの趣味を広げていただくことや、日常生活でお手伝いが必要な方や子育て世代など、地域で支援を必要とする方の支え手になっていただき、生きる喜びを感じ、いつまでも現役として活躍できる場を充実していくことが、超高齢社会に対する本市ならではの対応策です。

そのため、第3期基本計画においては、「**超高齢社会への挑戦**」を重点課題に掲げ、元気な高齢者がいきいきと活躍できる地域社会をつくっていくとともに、介護予防やフレイル（虚弱）予防をはじめとした健康づくりに、安心して暮らし続けられる住まいや身近な居場所づくり、さらには、移動支援など、ソフト・ハード部門にまたがり、健幸を支える環境整備に取り組みます。あわせて、だれもが地域で安心した生活が送れるような生活支援体制づくり、地域の保健・医療・介護体制の充実にも取り組みます。

<重点課題の解決に向けた視点>

1-① だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動の支援

⇒だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動を後押しすることができているか？

1-② 介護予防・フレイル（虚弱）予防のさらなる充実

⇒高齢者が住みなれた地域で健康を維持しながら暮らしていける地域となっているか？

1-③ 地域医療・介護体制を支えるしくみづくり

⇒だれもが在宅でも安心した生活が送れるまちとなっているか？

1-④ 高齢者の居場所づくりと地域における支援体制の充実

⇒高齢者の身近に居場所が存在し、地域においても支援体制が充実しているか？

1-⑤ だれもが安心して外出することができるための交通体系・交通環境の充実

⇒だれもが安心して快適に外出することができるまちとなっているか？

1-⑥ だれもが安心して住み続けられるための住み替え・居住支援

⇒だれもが地域で安心して住み続けられるまちとなっているか？

●重点課題1の解決に向けた6つの視点に対応する具体的な取組

重点課題解決に向けた視点		主にこのような取組を行います！	施策
1-①	だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動の支援	健康づくり活動と食育の推進	B1-1
		スポーツ活動を通じた健康増進と生きがいづくり	C2-1
		人にやさしい道づくりの推進	E2-3
1-②	介護予防・フレイル（虚弱）予防のさらなる充実	「早期」・「予防」の視点に立った自立支援の強化	B2-2
		TAMA フレイル予防プロジェクトの定着	B3-2
		介護予防事業の充実	B3-2
		介護予防活動による地域づくりの推進	B3-2
1-③	地域医療・介護体制を支えるしくみづくり	多摩市版地域医療連携構想の策定	B1-2
		救急医療体制の充実	B1-2
		かかりつけ医・歯科医の啓発	B1-2
1-④	高齢者の居場所づくりと地域における支援体制の充実	高齢者が暮らしやすい地域づくり	B3-1
		高齢者の就労支援の推進	B3-2
		社会参加・交流の促進	B3-2
1-⑤	だれもが安心して外出することができるための交通体系・交通環境の充実	安心して登下校できる環境づくり	A2-4
		自転車利用環境の充実	E2-3
		未就学児・児童・生徒への交通安全教育の推進	E2-3
		まちづくりを支える公共交通網の再構築	E2-4
		交通のバリアフリー化の推進	E2-4
1-⑥	だれもが安心して住み続けられるための住み替え・居住支援	既存住宅の維持・改善	E2-5
		住替え・居住支援協議会の運営	E2-5

＜重点課題2 若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり＞

市域の約6割を占める多摩ニュータウンは、初期入居から50年を経過し、当時一斉に入居した子育て世代の高齢化や世代層の偏り、公共施設の更新時期をまもなく一斉に迎えることが差し迫った課題となっています。本市は、こうした機会を新たなまちづくりのチャンスとして捉え、第2期基本計画においては、「3つの取り組みの方向性」のもとで、「発信！未来へつなぐまち・多摩」を掲げ、ニュータウン再生の取組をはじめとして、企業誘致や創業支援、公共施設の更新、再生可能エネルギーの普及など、多摩市を元気にする様々な取組を市民の皆さんと共に進めることにより、「暮らし続けたい、暮らしみたい多摩」を発信してきました。

他方、ソフト面でも、保育園・幼稚園、学童クラブの待機児童対策等の子育てしやすい環境づくりに加え、「日本一英語の話すことができる児童・生徒の育成」を目指して、グローバル化に対応した教育を進めるなど、若者世代・子育て世代に対して、魅力あるまちづくりを進めてきました。

健幸まちづくりのさらなる推進に向け、第3期基本計画においても、少子化による人口減少を抑制していくために、「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」を重点課題に掲げ、子育て環境の整備や教育環境の充実を図り、若者世代・子育て世代にとって魅力あるまちづくりをソフト・ハードの両面から進め、人口流入や定住促進を図っていきます。また、多摩市には、子育て・教育にとっての非常に恵まれた環境があり、行政・地域での様々な支援策・支援体制が充実していることを積極的に発信していくとともに、支援を必要とする子どもたち・若者たちへも目を向け、必要な支援体制を構築していきます。

＜重点課題の解決に向けた視点＞

2-① 子育てがしやすいと思える保育・教育環境の充実

⇒保育・教育環境の充実を通じて、子育てがしやすいまちとなっているか？

2-② 市独自の子ども・子育て支援や教育の推進

⇒子ども・子育て支援や教育の推進のため、魅力あるサービスが提供できているか？

2-③ 支援を必要とする子ども・若者へのサポート・体制づくり

⇒支援を必要とする子ども・若者に切れ目のない支援体制が構築できているか？

2-④ 子育て世代にもやさしい都市基盤の維持・向上

⇒子育て世代の流入や定住促進につながる豊かな都市基盤が確保されているか？

2-⑤ 駅周辺の再整備・再構築によるまちの個性と魅力の創出

⇒若者世代・子育て世代にとって個性的で魅力あるまちづくりができているか？

2-⑥ 様々な選択肢をもった働き方を実現するための環境整備

⇒働く場と雇用環境の多様性が確保されているか？

●重点課題2の解決に向けた6つの視点に対応する具体的な取組

重点課題解決に向けた視点		主にこのような取組を行います！	施策
2-①	子育てがしやすいと思える保育・教育環境の充実	子どもと親子の居場所づくりの推進	A1-1
		保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化	A1-2
		持続可能な放課後子ども教室活動の運営	A1-3
2-②	市独自の子ども・子育て支援や教育の推進	E S Dの推進	A2-1
		英語教育の推進	A2-1
		貧困の連鎖を防ぐための支援の強化	B2-2
2-③	支援を必要とする子ども・若者へのサポート・体制づくり	児童虐待の防止と早期発見	A1-1
		世代に応じたひきこもり支援の推進	A1-4
		子ども・若者を支援するしくみづくり	A1-4
		保護者、関係機関等との連携の推進	A2-2
2-④	子育て世代にもやさしい都市基盤の維持・向上	地域特性に応じた街づくりの推進	E2-1
		多摩ニュータウン再生の推進	E2-1
		「公園施設長寿命化計画」の推進	E2-2
		緑地、里山など既存樹林、水環境の保全	F1-1
		まちの環境美化の推進	F1-1
2-⑤	駅周辺の再整備・再構築によるまちの個性と魅力の創出	新しい文化の創造と発信	C2-3
		聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区の活性化の推進	D1-4
		多摩センター駅周辺地区の活性化の推進	D1-4
		永山駅周辺地区の活性化の推進	D1-4
2-⑥	様々な選択肢をもった働き方を実現するための環境整備	新たなしくみによる産業振興の推進	D1-1
		国・都の制度を活用した企業支援	D1-1
		企業誘致の推進	D1-1

<重点課題3 市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり>

本市は、「多摩市自治基本条例」の前文で述べている「市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわる」まちづくりを実現するため、第2期基本計画においては、「3つの取り組みの方向性」のもとで、「**市民がデザインするまち・多摩の創造**」を掲げ、「わがまち学習講座」などの市民主体のまちづくりに向けた人材の育成・養成や、大学・企業との連携の推進など、市民との協働によるまちづくりを進めてきました。

しかし、行政課題の複雑化や市民の価値観の多様化を背景に、行政だけでは支えきれない様々なニーズは増加している一方、地域においても、コミュニティの希薄化や、公共的な活動を支える担い手不足などが、引き続き深刻な課題となっています。

また、これまで多摩市自治基本条例に基づき、市民との協働によるまちづくりを推進してきましたが、定年退職で現役をリタイアした後も引き続き就労を継続する方が増えているなど、社会のあり方が大きく変わってきている中で、地域での支え手をこの世代だけに求めることは難しくなっています。

地域でのつながりは、支える側・支えられる側のどちらにとっても、健幸の効果をもたらします。そのため、第3期基本計画では、「**市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり**」を重点課題に掲げ、これまで地域を支えてきていただいた世代に加え、現役世代を含めた幅広い世代に、地域の支え手となり、行政に参画してもらえよう、コミュニティエリアなどの地域を単位とした協働のしくみを構築することで、市民・地域と行政が連携し、大学や企業など様々な地域資源を活用しながら、地域が抱える課題解決を図っていくしくみをつくっていきます。

<重点課題の解決に向けた視点>

3-① 地域活動を市が後押しするためのしくみづくり

⇒多摩市の実情に合った地域の自治のしくみが構築できているか？

3-② だれもが地域活動に参画できる環境整備

⇒働きながら、子育てをしながら、地域活動に参画できる地域・体制となっているか？

3-③ 「だれもが支え手」の地域づくり

⇒ひとりでも地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていける地域となっているか？

3-④ 地域防災・防犯活動を通じた結びつきの強化

⇒いざという時の共助につながる地域コミュニティが形成されているか？

3-⑤ 多様性を尊重し、だれもがいきいきと活躍できるまちづくりの推進

⇒性別や国籍、障がいの有無に関わらず、全ての人が尊重され、地域で活躍できるまちになっているか？

3-⑥ 現役世代の声を地域に活かすしくみづくり

⇒現役世代の声を市政や地域に反映させることができているか？

●重点課題3の解決に向けた6つの視点に対応する具体的な取組

重点課題解決に向けた視点		主にこのような取組を行います！	施策
3-①	地域活動を市が後押しするためのしくみづくり	大学や企業等と連携した地域づくりの推進	C1-1
		地域担当職員の配置	C1-2
3-②	だれもが地域活動に参画できる環境整備	現役世代の地域参加・行政への参画の促進	C1-2
		地域懇談会の開催、地域委員会の設置	C1-2
3-③	「だれもが支え手」の地域づくり	多摩市社会福祉協議会との連携と支援	B2-1
		民生委員・児童委員活動の充実	B2-1
		地域包括支援センターの組織及び機能の強化	B3-1
		地域の支え合い活動への支援	C1-1
3-④	地域防災・防犯活動を通じた結びつきの強化	市民の防災意識の向上と自主防災組織の活性化	E1-1
		市民の防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援	E1-2
		自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化の促進	E1-2
3-⑤	多様性を尊重し、だれもがいまいきと活躍できるまちづくりの推進	関係機関との連携・協議等を通じた障がい者支援の推進	B4-2
		(仮称)障がい者差別解消条例の制定	B4-2
		多文化共生の取組の推進	C2-2
		SOGIに関する取組の推進	C3-2
3-⑥	現役世代の声を地域に活かすしくみづくり	現役世代の地域参加・行政への参画の促進【再掲】	C1-2
		地域をコーディネートできる人材の養成	C1-2
		地域懇談会の開催、地域委員会の設置【再掲】	C1-2

第2編 分野別計画

1

分野別計画の見方

体系についての見方

●各章のタイトルは基本構想に掲げる6つの「目指すまちの姿」に一致します。「目指すまちの姿」を実現することにより、基本構想の「将来都市像」を実現していきます。

第1章 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち

政策

施策・主な施策の方向性

A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり【子育て・子育て】

A1-1	子どもの健やかな成長への支援
(1)	子育てのための支援
(2)	子どもの人権の尊重
A1-2	子育て家庭への支援
(1)	安心できる保育体制の充実
(2)	安定した家庭生活に向けた支援
A1-3	子育て・子育てを育む地域づくり
(1)	地域社会全体での子育て支援
A1-4	子ども・若者に対する多角的な支援
(1)	支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立
A2-1	確かな学力を育む教育の推進
(1)	新学習指導要領の全面実施に伴う教育課程の充実及び指導方法の工夫・改善
A2-2	豊かな心を育む教育の推進
(1)	道徳教育や集団活動を通じた人権尊重の精神の涵養や人間関係形成力の育成
(2)	いじめや不登校の未然防止と組織対応を重点とした取り組みの推進
A2-3	健やかな体を育む教育の推進
(1)	健康の保持増進のための指導の充実
(2)	体力向上に向けた教育活動の充実
A2-4	児童・生徒の学びを支える環境づくり
(1)	児童・生徒・学校への支援の推進
(2)	地域との連携の推進

●「目指すまちの姿」を実現するための「政策」です。各章に1～4つの政策を掲げます。

●「政策」を実現するための「施策」です。政策ごとに2～5つの施策を掲げます。

●「施策の目指す姿」の実現に向けた今後10年間の「主な施策の方向性」です。施策ごとに1～4つを掲げます。

政策についての見方**政策 A 1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり**

【子育て・子育て】

<現状と課題>

2015（平成 27）年度から始まった・・・

- 「現状と課題」は、市のこれまでの取組や、政策を取り巻く環境についての「現状」、政策を実現するための主要な「課題」を記載します。

施策についての見方

施策
A1-1
子どもの健やかな成長への支援

1 施策の目指す姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために・・・

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 2017(平成 29)年度	目標値 2022(令和 4)年度	目標値 2028(令和 10)年度
① ●●●事業の参加者数	●●●人	●●●人	●●●人
② ■■■の達成率	■■%	■■%	■■%
③ ▲▲▲の数	▲▲▲▲	▲▲▲▲	▲▲▲▲

【出典：①・②●●●●●課 ③■■■■■調査】

- 「施策の目指す姿」の実現に向けた取組を行うことにより得られる成果を数値で表すことで、毎年度の達成状況を分かりやすく表します。
- 目標値を設定し、事業の重点化・縮減や優先順位などを検討する上での判断材料とすることで、施策の目指す姿の達成に向けた進行管理を行います。
- 第3期基本計画の成果指標の設定にあたっては、社会環境など外的な要因による影響を受けやすい最終アウトカム^{※1}でなく、市の取組による成果がなるべく反映されるものになるよう、原則として初期・中間アウトカムを設定しています。
- 現状値は、原則として、2017（平成29）年度の数値を用います。

●施策の目的（何のためにやるか）と、目的が達成されたときの10年後の「まちの姿」を記載します。

※1 **アウトカム（初期・中間・最終）**：事業実施による具体的な活動量や活動実績を測る指標である「アウトプット（活動指標）」に対し、受益者（地域・市民）の観点からみた具体的な成果や効用を測る指標のこと。成果指標とも言う。サービスの直接的な受益者への影響が大きいものを「初期アウトカム」と言い、地域社会全体へ影響が波及するものを「最終アウトカム」と言う。また、その中間に位置するものは「中間アウトカム」と言う。

2 基本計画の目標体系

【目指すまちの姿1】
子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち

政策A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり【子育て・子育て】

- 施策A1-1 子どもの健やかな成長への支援
- 施策A1-2 子育て家庭への支援
- 施策A1-3 子育て・子育てを育む地域づくり
- 施策A1-4 子ども・若者に対する多角的な支援 **NEW**

政策A2 人と学びを未来につなぐまちづくり【教育】

- 施策A2-1 確かな学力を育む教育の推進
- 施策A2-2 豊かな心を育む教育の推進
- 施策A2-3 健やかな体を育む教育の推進
- 施策A2-4 児童・生徒の学びを支える環境づくり

【目指すまちの姿2】
みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち

政策B1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり【健康・医療】

- 施策B1-1 ライフステージに応じた健康支援と健康づくり
- 施策B1-2 健康を支えるネットワーク

政策B2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり【地域福祉】

- 施策B2-1 地域福祉及び権利擁護の推進
- 施策B2-2 セーフティネットによる生活支援

政策B3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり【高齢者福祉】

- 施策B3-1 地域生活における高齢者支援
- 施策B3-2 介護予防・フレイル（虚弱）予防、生きがい対策の推進

政策B4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり【障がい者福祉】

- 施策B4-1 地域生活における障がい者（児）支援
- 施策B4-2 障がい者（児）の暮らしやすい環境づくり

【目指すまちの姿3】
みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち

政策C1 地域で支え合い、暮らせるまちづくり【市民活動・コミュニティ】

- 施策C1-1 多様な担い手による地域づくりの推進
- 施策C1-2 市民主体による地域づくりの推進

政策C2 豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり【文化・スポーツ・交流】

- 施策C2-1 誰もがいきいきと学び、活動する環境づくり
- 施策C2-2 多様な交流による地域づくり
- 施策C2-3 文化の継承と創造

政策C3 だれもが平等で互いに尊重し合うまちづくり【平和・共生】

- 施策C3-1 平和の希求と人権の尊重
- 施策C3-2 男女平等・男女共同参画の推進

【目指すまちの姿4】

働き、学び、遊び みんなが
活気と魅力を感じるまち

政策D1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり【産業振興・雇用・観光】

- 施策D1-1 産業振興による地域経済の活性化の推進
- 施策D1-2 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進
- 施策D1-3 農業者と市民が支える都市農業の推進
- 施策D1-4 拠点地区活性化の推進 **NEW**

【目指すまちの姿5】

いつまでもみんなが住み続け
られる安全で快適なまち

政策E1 安全・安心のまちづくり【防災・防犯】

- 施策E1-1 減災・防災体制のさらなる強化
- 施策E1-2 暮らしの安全を守るまちづくりの推進

政策E2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり【都市づくり】

- 施策E2-1 次世代につなぐ都市づくりの推進 **NEW**
- 施策E2-2 適正な公共施設等の維持・更新
- 施策E2-3 安全で快適な移動空間の確保
- 施策E2-4 街の活力を高める交通ネットワークの強化
- 施策E2-5 良質な住宅の確保と居住環境の形成の促進

【目指すまちの姿6】

人・自然・地球 みんなで環
境を大切にすまち

政策F1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり【環境】

- 施策F1-1 自然環境・都市環境の保全と創出
- 施策F1-2 スマートエネルギー社会の構築
- 施策F1-3 資源循環社会の構築
- 施策F1-4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

※施策名の後方に「NEW」のマークが付いている3つの施策は、第3期基本計画から新たに追加した施策を示しています。